

## ( 6 ) 保健福祉関係制度・事業の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
高齢者福祉		
ゲートボール場整備補助	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	101
在宅介護支援センター（直営・委託）	野田市と関宿町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	102
在宅老人デイサービス	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(介護保険適用者とのバランスを踏まえつつ、必要に応じて経過措置を講じます。)	103
短期入所事業（ショートステイ）	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(介護保険適用者とのバランスを踏まえたもの)	104
ねたきり老人等寝具の乾燥	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が有利なので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	105
訪問理容サービス	両市町のサービス内容に違いはないので、 <b>現行のとおり実施</b> します。	106
ホームヘルパーの派遣	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が有利なので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	107
老人憩いの家	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	108
大型バスの貸し出し	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。(現在のバスを引き続き運用します)	109
おむつ手当て	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	110

協議項目	調整方針	事務事業 NO
家庭介護教室	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	111
給食サービス	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	112
配食サービス	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	113
福祉タクシー（高齢者分）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	114
ホームヘルパーの養成	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	115
介護保険サービス事業者(行政が事業者として指定を受けているもの)	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	116
グループホーム整備への助成（施設整備）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	117
ゲートボール協会の助成	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	118
社会福祉施設整備資金利子補給	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	119
社会福祉法人への助成（施設整備）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	120
鶴寿園老人デイサービスセンター（直営）	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	121

協議項目	調整方針	事務事業 NO
特別養護老人ホーム（直営）	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	122
訪問介護事業（直営）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	123
養護老人ホーム（措置）	両市町ともに内容は同様なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	124
養護老人ホーム（直営）	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	125
老人福祉センターの運営	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	126
施設計画 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	127
施設計画 養護老人ホーム	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	128
施設計画 軽費老人ホーム（ケアハウス）	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	129
施設計画 デイサービスセンター（デイケア含む）	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	130
施設計画 グループホーム（痴呆対応型共同生活介護）	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	131
施設計画 ショートステイ（短期入所生活介護）	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	132

協議項目	調整方針	事務事業 NO
施設計画 在宅介護支援センター	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	133
施設計画 老人保健施設（介護老人保健施設）	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	134
施設計画 老人福祉センター	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	135
老人保健福祉計画及び介護保険事業計画	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	136
1市1町SOSネットワーク	両市町を対象としたものであるため、 <b>現行のとおり</b> とします。（名称は見直します）	137
緊急通報システムの貸与	両市町の内容に違いがあるため、 <b>野田市の制度を適用</b> します。（必要に応じて経過措置を講じます）	138
日常生活用具等の給付	給付内容は、野田市では「手すり、スロープ」も対象（関宿町では対象外）になっており、費用負担は野田市の方が負担額が少額となっており、対象者は関宿町では「65歳以上の高齢者のみの世帯」も対象となっているので（野田市では「高齢者でひとり暮らし」のみ）、合併後においては、「手すり、スロープ」を給付対象とし、「65歳以上の高齢者のみの世帯」も給付の対象とし、さらに、 <b>費用負担は野田市の自己負担基準を適用</b> していきます。	642
福祉電話の設置	費用負担は、野田市では基本料金を市が負担（関宿町は利用者負担）しており、対象者は関宿町では「65歳以上の高齢者のみの世帯」も設置の対象となっているので（野田市では「高齢者でひとり暮らし」のみ）、合併後においては、 <b>基本料金は市が負担し「65歳以上の高齢者のみの世帯」も設置の対象</b> としていきます。	643

協議項目	調整方針	事務事業 NO
老人クラブ連合会補助金	両市町に老人クラブ連合会があり、合併の方向で調整しているので、合併後は、 <b>野田市老人クラブ連合会への補助金と関宿町老人クラブ連合会への補助金を合わせた金額</b> とします。	644
単位老人クラブ補助金	両市町の補助金の算定方法が違い、関宿町では、定額となっておりますが、野田市では、会員数に応じて補助金額を算定してありますので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	645
老人福祉推進員	関宿町では実施していないので、関宿町においても <b>野田市の制度を適用</b> します。	646
岩木小学校老人デイサービスセンター	関宿町では施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(送迎については、現行のバスで運用します。)	745
敬老金等の贈呈	両市町で対象者及び祝金・祝品に違いがあるので、関宿町等近隣市町とのバランスも踏まえ、14年度の野田市シルバープランの見直しの一環で、その在り方を見直すこととし、合併後は当該 <b>見直し後の野田市の制度に統一する方向で検討</b> します。	746
老人保健法による医療(国制度)	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	747
<b>児童福祉</b>		
延長保育	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が保育時間が長いので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	139
保育所への入所	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が緩やかに規定しているので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	140
1日体験保育	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	141

協議項目	調整方針	事務事業 NO
エンゼルヘルプサービス事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	142
家庭児童相談室	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行の体制で関宿町も実施</b> します。	143
ことば相談室	関宿町では実施していないので、野田市の現施設において、近年、利用が増加しており、合併後に関宿町のことば相談業務を現施設で対応が困難なことから、新たに関宿町役場等の施設を利用し、 <b>ことば相談室を開設</b> いたします。	144
ファミリー・サポート・センター事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	145
産休明け保育	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。(引き続き、乳児保育所で実施しますが、関宿町民も利用可能になります)	146
育児相談	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。(出張育児相談や離乳食講習会等については、現行のとおり実施しますが、関宿町民も利用可能になります)	147
子育てガイドブック	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(ただし、合併に伴って、内容は見直します)	148
エンゼルプラン	関宿町では規定していないので、合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	149
地域高齢者とのふれあい事業	関宿町では実施してないので、 <b>野田市の取組みを関宿町の保育所においても実施</b> します。	647

協議項目	調整方針	事務事業 NO
学童保育所	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。ただし、保育時間の中で閉所時間については、市民にとって有利な関宿町の制度を適用します。	648
子ども館	両市町の内容に違いがあるので、サービスレベルを低下させないよう <b>野田市の制度に統一</b> します。	649
保育所の職員配置基準	両市町の内容に違いがありますが、 <b>当面は両市町の現行の制度で実施し、将来は国の基準に統一</b> します。	650
児童手当の支給	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	748
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による委任事務（特別手当）	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	749
<b>母（父）子福祉</b>		
母子家庭・父子家庭等医療費の助成	両市町の内容に違いがあり、関宿町に一部負担があるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	150
母子家庭等児童入学及び就職祝金	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が対象、助成額ともに有利なので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	151
母子相談員	千葉県から派遣された母子相談員が野田市、関宿町の地区担当として、相談・指導業務を行っておりますが、 <b>合併後においても、現行のとおり実施</b> します。	152
遺児手当	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	651
母子寡婦福祉会	合併後における母子寡婦福祉会への補助金交付については、 <b>両市町の現在の補助額の合算額を交付</b> します。	652

協議項目	調整方針	事務事業 NO
母子福祉推進員協議会	合併後における母子福祉推進員協議会への補助金交付については、野田市の現在の交付額を交付します。合併後の母子福祉推進員に対する報償金については、両市町の金額に違いがあるため、 <b>野田市の金額に統一</b> します。	653
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法(国の制度)によることから、対象者や手当額等支給の内容に違いはありません。しかし、野田市においては、本年8月より支給事務の権限が千葉県より市に委譲になり、これに伴い県が負担していた事業費(全体の1/4)を市が負担することとなります。合併後は <b>関宿町分の事業費(1/4)も新市が負担</b> することとなります。	654
母子福祉資金の貸付	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	750
<b>障害者福祉</b>		
障害者ガイドブック	合併後、 <b>新市において見直しを行い配布</b> します。	153
身体障害者自動車運転免許取得助成	両市町の内容に違いがあり、関宿町の方が一部助成額に有利な点はあるが、ここ数年受給実績がないので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	154
身体障害者教習用自動車の管理運営事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	155
身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付等に伴う診断料の助成	両市町の内容に違いがあり、対象、限度額ともに野田市の方が有利なので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	156
身体障害者用自動車改造費助成	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が対象が有利なので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	157
精神障害者医療費助成	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が対象、助成額ともに有利なので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	158

協議項目	調整方針	事務事業 NO
知的障害者生活ホーム運営費補助	両市町ともに内容は同様なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	159
ねたきり心身障害者等移動入浴事業	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	160
ねたきり心身障害者布団乾燥	委託と直営の違いがあるが、内容は同じなので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	161
福祉カーの貸し出し（ゆうあい号）	野田市と関宿町の内容に違い（運営が野田市は社協委任、関宿町は直営）がありますが、福祉団体との密接な連携により、きめ細かな対応を図る観点から、今後、 <b>関宿町の福祉カーについても野田市と同様、社協に委託</b> することとします。	162
知的障害者福祉手当	県の補助事業である在宅重度知的障害者福祉手当は、 <b>関宿町でのみ実施</b> されており、 <b>合併後の新市においては、県補助の制度が存続する間はこの手当を実施</b> します。	163
おむつ手当（障害者分）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	164
車いすの貸し出し	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。（実施主体のあり方については、社会福祉協議会と調整の上、検討します）	165
身心障害者児短期保護委託料助成	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	166
手話通訳者派遣事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	167

協議項目	調整方針	事務事業 NO
手話講習会	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	168
要約筆記養成講座	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	169
要約筆記者派遣事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	170
障害者パソコン講習会	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	171
障害者料理教室	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(関宿町の障害者も参加可能になります)	172
聴覚障害者用電話ファックス等設置費及び使用料助成	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	173
福祉タクシー(障害者分)	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	174
盲人ガイドヘルパー派遣事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	175
ねたきり心身障害者福祉手当	両市町ともに内容は同様なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	176
在宅重度身体障害者短期保護委託料	両市町ともに内容は同様なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	177
障害者ホームヘルプサービス	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が対象が有利なので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	178

協議項目	調整方針	事務事業 NO
心身障害者結婚祝金	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が助成額が有利なので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	179
精神障害者共同作業所（施設）	関宿町には該当施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	180
点字図書の交付	両市町ともに内容は同様なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	181
福祉作業所及びあおい空入所判定委員	関宿町では実施していませんが、 <b>合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置</b> を講じます。	182
障害者基本計画	関宿町では策定していないので、合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	183
身体障害者更生援護施設措置費	両市町とも同様に事業実施をしており、 <b>現行のとおり</b> とします。（市町の負担割合について、市 1/2、町 1/4 と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担金の合計額より増えることとなります。）	655
身体障害者福祉手当	両市町で対象者及び支給月額に違いがあるため、住民に有利な <b>野田市の制度に統一</b> します。（関宿町では65歳未満の障害者1、2級者に対して月額5,000円を支給していますが、野田市では障害者に対しそれぞれ月額1、2級者に8,500円、3級者に5,800円、4級者に4,500円を支給しています。）	751
更生医療の給付	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。（ただし、市町の負担割合が市 1/2、町 1/4 と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担額の合計額より増えます。）	752

協議項目	調整方針	事務事業 NO
重度心身障害者医療費助成	両市町で対象者に違いがあるため、住民に有利な <b>野田市の制度に統一</b> します。(関宿町では、身体障害者 1、2 級者及び療育手帳 A の 2 以上の者を対象としていますが、野田市では身体障害者 1 級から 3 級者や知能指数 50 以下(療育手帳 B の 1 以上)を対象としています。)	753
身体障害者手帳の交付	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	755
千葉県心身障害者扶養年金支給条例による委任事務	県の条例に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	756
日常生活用具の給付	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(ただし、市町の負担割合が市 1/2、町 1/4 と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担額の合計額より増えます。)	758
更生医療・補装具の費用徴収基準	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	759
補装具の交付と修理	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(ただし、市町の負担割合が市 1/2、町 1/4 と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担額の合計額より増えます。)	760
療育手帳の交付	国、県の要綱に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	761
知的障害者援護施設措置費	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(ただし、市町の負担割合が市 1/2、町 0 (15 年度からは支援費制度となり、市 1/2、町 1/4) と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担額の合計額より増えます。)	762

協議項目	調整方針	事務事業 NO
心身障害者福祉作業所の運営	それぞれの施設について、 <b>現行のとおり運営</b> します。(野田市では、野田みどり会へ38名の定員で委託し、関宿町では社協へ17名の定員で委託しています。)	763
知的障害者授産施設 あすなる職業指導所(送迎)	送迎バスについては、各施設でそれぞれ増車すると、11人乗りでも年間800万円(車両持込)の委託料が必要であり、3施設で2,400万円となり効率的でないことから、あすなる、こぶし、あおい空で <b>1台増車し共用</b> することで考えています。(年間委託料約1,400万円)	764
肢体不自由児通園施設 あさひ育成園(送迎)	送迎バスについて、あさひ、こだまで <b>共用として1台増車</b> することで考えています。(施設の定員に余裕がありますので合併しても定員等増員の必要はありませんが、区域が広がることから送迎バスの増車が考えられます。)	765
知的障害者更生施設 野田市立こぶし園	こぶし園の定員超過対策については、両市町における通所希望者の状況を踏まえ、 <b>施設の新設又は増設等の整備</b> を図ります。施設整備に当たっては効率的運営を図るため、設置主体は民設民営を基本とし、国庫・県費補助に加え必要に応じ市単独補助の検討をするなどの対応を図ります。	767
重度障害者通所施設 野田市立あおい空(送迎)	送迎バスについては、各施設でそれぞれ増車すると、11人乗りでも年間800万円(車両持込)の委託料が必要であり、3施設で2,400万円となり効率的でないことから、あすなる、こぶし、あおい空で <b>1台増車し共用</b> することで考えています。(年間委託料約1,400万円)	768

協議項目	調整方針	事務事業 NO
<b>介護保険</b>		
介護認定訪問調査	両市町の調査の仕方に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	184
介護保険サービス事業者（行政が事業者として指定を受けているもの）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	185
家族介護者等助成金等の支給	野田市の助成金制度は平成14年度で廃止の予定です。継続する場合は、関宿町では実施していないので、野田市の制度を関宿町においても適用します。廃止する場合についても、現金給付の代替措置について野田市の制度を関宿町においても適用します。また、家族介護慰労手当については、両市町ともに同一内容なので <b>現行のとおり</b> とします。	656
<b>生活保護</b>		
法外援護	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	186
生活保護法による保護	両市町ともに基本的に同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。両市町の保護費は、級地区分の違いにより野田市の方が関宿町より高い保護費となっており、合併により <b>現行野田市の額（2級地 - 1）</b> となります。	770

協議項目	調整方針	事務事業 NO
<b>人権施策</b>		
人権週間記念講演会	<b>両市町で実施。</b> 実施主体、場所等については、合併後、再検討します。	187
企業人権教育講演会	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(関宿町の企業も参加対象とします)	188
農業近代化施設整備事業(同和対策関係事業)	<b>現行のとおり</b> とします。(野田市廃止済。合併に先立ち関宿町も廃止する予定)	189
農業基盤整備促進事業(同和対策関係事業)	<b>現行のとおり</b> とします。(野田市廃止済。合併に先立ち関宿町も廃止する予定)	190
児童福祉対策事業(同和対策関係事業)	<b>現行のとおり</b> とします。(野田市廃止済。合併に先立ち関宿町も廃止する予定)	191
「人権教育のための国連10年」に関する野田 市行動計画	関宿町では策定していないので、合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	192
住宅新築資金等貸付事業	<b>野田市の一般会計において償還業務を実施</b> します。(関宿町は特別会計を存置していますが、野田市は13年度末で特別会計を廃止し、償還業務の経理は一般会計で対応。納付方法については、口座振替方式の導入、電算化を検討します。関宿町が受けている貸付金未償還分に対する補助金が合併に伴い交付要件をクリアできず不交付となるため、県を通じ、総務省合併支援室あて「市町村合併支援プランに新たに盛り込むべき施策」として合併後の激変緩和措置の実施を要望しました。)	657

協議項目	調整方針	事務事業 NO
同和対策残事業（道路未登記分）	野田市では、登記適正化について用地課登記担当において、一括対応しており、地对財特法が終了し同和地区の根拠がなくなった後、当該事業についても同和地区のみを特別枠で実施するのではなく、 <b>一般事業の一部として計画的に実施していくもの</b> とします。	658
啓発資料の作成と活用	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。（合併後は、「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画に基づき施策を推進することで、関宿町においてもより効果的な啓発が期待できます。）	771
団体育成事業	野田市は廃止済であり、関宿町も <b>段階的に削減し、17年度末で廃止</b> します（部落解放同盟関宿町協議会補助金）。部落解放同盟関宿町協議会女性部補助金、関宿町あらゆる差別をなくす会補助金は、 <b>合併を機に廃止</b> します。	772
自動車運転技能習得奨励事業	野田市は廃止済であり、関宿町も <b>16年度末で廃止</b> します。	773
固定資産税・都市計画税減免措置	野田市は廃止済であり、関宿町も <b>14年度末で廃止</b> します。	774
同和対策推進事業	野田市は廃止済であり、関宿町も <b>段階的に削減し、17年度末で廃止</b> します。	775
同和対策委託推進員研修負担金	野田市は該当する事業がなく、関宿町も <b>合併を機に廃止</b> します。	776
隣保館管理運営事業	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。（合併に先立ち団体事務所を撤去する。）	777

協議項目	調整方針	事務事業 NO
<b>男女共同参画</b>		
カウンセリング受診助成金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	193
緊急一時保護施設（シェルター）の設置・運営	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。（関宿町民も無料で利用可能となります）	194
緊急生活支援資金助成金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	195
啓発冊子等の発行	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。（関宿町も配布対象にします）	196
啓発情報誌の発行	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。（関宿町も配布対象にします）	197
女性情報コーナーの整備充実	関宿町では実施していないので、合併後を機に、野田市の現行の取組みに併せ、 <b>関宿町の情報コーナーを充実</b> させます。	198
女性のための相談	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。（関宿町民も利用可能となります）	199
男女共同参画問題講演会（フレッシュプラン講演会）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。（関宿町民も参加可能となります）	200
ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	201
行動計画「フレッシュプランのだ」	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	202

協議項目	調整方針	事務事業 NO
女性団体の育成	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	779
<b>保健医療</b>		
育児相談	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	203
ことばの相談	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	204
親子教室(びよびよ教室)(野田市)、親子教室(子どもたんぼぼ教室)(関宿町)	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市の親子教室には3歳を超える幼児と親も参加しており、児童の発達状況に応じて施設等の紹介等も実施している。関宿町で実施している3歳児事後指導についても対応できる。)	205
両親学級	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	206
機能訓練	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市で実施しているA型機能訓練を実施</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	207
訪問リハビリ	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	208
健康相談	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場の拡大に向けて検討)	209

協議項目	調整方針	事務事業 NO
健康教育	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します。)	210
2歳3か月児歯科相談	両市町の内容に違いがあり、開催日数等で野田市の方が充実しているので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	211
2歳3か月児発達相談	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	212
エイズ予防教育講演会	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(関宿町の関係者も参加可能となります)	213
はみがき教室	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。(会場は、両市町の保健センターで実施します)	214
フッ素塗布事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。(会場は、両市町の保健センターで実施します)	215
巡回はみがき指導	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	216
老人等寝たきり在宅訪問歯科保健事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	217
母子等医療費助成金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	218
妊産婦・新生児訪問指導	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	219

協議項目	調整方針	事務事業 NO
妊婦届出	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	220
妊婦一般健康診査	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	221
乳児一般健康診査	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	222
高齢者のインフルエンザ予防接種	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	223
健康づくり推進事業	両市町に違いがあるが、 <b>それぞれ現行のとおり</b> とします。(両市町の保健センターを会場に、それぞれ現行のとおり実施します)	224
健康手帳の交付	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(合併後も引き続き両市町の保健センターの窓口で配布します)	225
高齢者のよい歯のコンクール	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	226
食生活改善推進員活動	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	227
母と子のよい歯のコンクール	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	228
訪問指導	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	229

協議項目	調整方針	事務事業 NO
保健推進員活動	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(任期は2年、委員数は野田市と関宿町の合計数とします)	230
自主グループへの支援	<b>それぞれ現行のとおり</b> とします。(新市においても、現行の取り組みを継続的に支援します)	231
3か月児健康診査	両市町の内容に違いがあり、実施日数等が野田市の方が充実しているので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	232
1歳6か月児健康診査	両市町の内容に違いがあり、実施日数等が野田市の方が充実しているので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	233
三歳児健康診査	両市町の内容に違いがあり、実施日数等が野田市の方が充実しているので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(会場は、合併後も引き続き両市町の保健センターで実施します)	234
乳幼児医療費助成金	<b>現行(平成15年度以降)のとおり</b> とします。(県の制度変更により両市町の制度が整合する見込み)	235
保健センターの機能と役割	関宿町の保健センターも残し、 <b>両市町の保健センターで事業</b> を行います。	659
健康管理台帳の一元化	野田市では健康管理台帳システムを取り入れていないので、 <b>関宿町で行っている健康管理台帳システムを野田市でも適用</b> します。	660
基本健康診査	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市は市内の医療機関で個別に実施しているが、関宿町では40歳から69歳は保健センターなどで集団により実施しているため、野田市の実施方法に合わせ全て個別健診とします。)	780

協議項目	調整方針	事務事業 NO
胃がん検診	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(関宿町の検診も野田市関宿町医師会に委託して実施します。野田市内は野田市の検診車が巡回し、関宿町においては野田市関宿町医師会が確保した検診車が巡回します。)	781
子宮がん検診	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(集団検診については現行のとおり実施します。個別検診は関宿町で新たに個別検診を行います。(野田市関宿町医師会に委託))	782
乳がん検診	<b>関宿町においても新たに個別検診を実施</b> します。(野田市関宿町医師会に委託)集団検診については、50歳以上は関宿町方式に切り替え、新たに野田市においてもマンモグラフィーを実施(千葉県対がん協会に委託)し、30～49歳は医師会に委託します。(関宿町も現在30～49歳は千葉県対がん協会から医師会に再委託しているため、実質的に現行のとおり。)	783
大腸がん検診	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市は市内の医療機関で個別に実施しているが、関宿町では保健センターなどで集団により実施しているため、野田市の実施方法に合わせ個別検診とします。)	784
結核肺がん検診	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市の胸部検診車を関宿町にも巡回し実施します。)	785
結核検診	両市町に内容の違い(ツ反・BCGの実施主体の相違もあり)があるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市の胸部検診車を関宿町にも巡回し実施します。ツベルクリン反応検査、BCG 予防接種については両市町とも同内容なので、現行のとおりとします。)	786

協議項目	調整方針	事務事業 NO
骨粗鬆症検診	<b>野田市の方式に統一</b> して実施します。(現在、健康づくりフェスティバルにおいて実施していることから、この方法は継続します。その他の方法として、骨密度測定機器を購入し、保健事業の中で実施するほか、ロビーにコーナーを設け、常時測定できるような自己検診の体制を整備します。)	787
成人歯科健康診査	野田市では実施していないので、 <b>関宿町の実施内容を野田市にも適用</b> します。	788
予防接種事業 個別接種	両市町の接種項目に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(関宿町の小・中学生の日本脳炎については個別接種から集団接種に変更します。)	789
予防接種事業 集団接種	両市町の接種項目に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(関宿町の小・中学生の日本脳炎については個別接種から集団接種に変更します。)	790
救急医療の実施状況	関宿町には急病センターがないので、 <b>現行のとおり</b> とします。(現在も関宿町民は野田市の急病センターを利用しています。)また、休日当番医、二次救急(輪番制、24時間)は両市町とも実施しているので現行のとおりとします。(委託料については両市町の合算額とします。)	791
社会福祉団体		
戦没者追悼式	合併に伴い、 <b>野田市の方式により一元的に実施</b> することとします。	236
野田市民生委員児童委員協議会	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が活動費等について有利なので、合併後、組織を一体化し <b>野田市の制度に統一</b> します。	237

協議項目	調整方針	事務事業 NO
シルバー人材センター、高齢者生きがい事業団	シルバー人材センターと高齢者生きがい事業団は、組織の違う団体であります、合併に当たって <b>高齢者生きがい事業団を解散し、シルバー人材センターにおいて、その機能を吸収</b> することとし、合併に伴うシルバー人材センターの事業規模の拡大、組織体制の見直しの動向等を踏まえ、必要に応じ補助水準を見直します。	661
その他保健福祉に関する事項		
難病療養者見舞金	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	238
災害弔慰金	野田市はこれまでリスクと負担のバランスの観点から市単独条例により対応してきたところであり、合併後も <b>野田市の制度を適用</b> します。関宿町は、合併の前日をもって千葉県市町村総合事務組合から脱退します。	239
災害見舞金支給	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	240
高額療養費貸付制度	両市町ともに内容は同様なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	241
総合福祉会館	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(関宿町の福祉関係団体も利用可能となります)	242
地域福祉センター(運営)	休館日が異なっており、管理についても直営、委託の相違があるなど、両市町の内容に違いがあるので、合併後の管理のあり方について <b>行政と社会福祉協議会で今後調整</b> します。	243

協議項目	調整方針	事務事業 NO
進行性筋萎縮症者の措置	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(市町の負担割合は市 1/2、町 1/4 と相違がありますが、現在のところ関宿町側の入所者がいないため、合併に伴う市の負担増はありません。)	754
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく委任事務(国の福祉手当)	法律に基づき、両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(ただし、市町の負担割合が市 1/4、町 0 と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担額の合計額より増えます。)	757
知的障害児通園施設 こだま学園(送迎)	送迎バスについて、あさひ、こだまで <b>共用として1台増車</b> することで考えています。(各施設とも定員に対し余裕がありますので合併しても定員等増員の必要はありませんが、区域が広がることから送迎バスの増車が考えられます。)	766
知的障害者更生施設 野田市立こぶし園(送迎)	送迎バスについては、各施設でそれぞれ増車すると、11人乗りでも年間800万円(車両持込)の委託料が必要であり、3施設で2,400万円となり効率的でないことから、あすなろ、こぶし、あおい空で <b>1台増車し共用</b> することで考えています。(年間委託料約1,400万円)	769
福社会館の管理運営	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(トータルの開館時間が増加します(週5時間30分の増)。)	778
福祉のまちづくり運動	関宿町では実施していないため、合併後の当事者団体の組織体制を踏まえ、運動への参加・協力を要請し、 <b>パトロールのエリアを関宿町にも拡大</b> します。	792